

令和6年度阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港国際線の振興を図るため、同空港発着の国際線を利用して海外へ旅行するグループ（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施についてはこの要項に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成事業者は、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 阿蘇くまもと空港発着の国際線を往復利用すること。
ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。
 - (2) 助成事業者の構成員（以下「構成員」という。）が熊本県内又は宮崎県内の一部地域（五ヶ瀬町、椎葉村、高千穂町）に居住すること。
 - (3) 構成員数は2人以上のグループ（取扱旅行会社を除く）とする。
ただし、熊本～ソウル線（仁川空港）を往復利用する場合のみ、3人以上のグループ（取扱旅行会社を除く）とする。
 - (4) 構成員が同一の航空便を往復利用すること。
 - (5) 構成員に添乗員を含まないこと。
- 2 助成金は、渡航及び宿泊に要する経費に充てなければならない。
 - 3 助成金の額は、1人につき5,000円とする。
ただし、1助成事業者当たり30万円を限度とする。
 - 4 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会が実施する、他の助成事業（教育・スポーツ文化・交流助成事業を除く。）との重複適用はできないものとする。
 - 5 助成金は、令和6年12月1日～令和7年3月31日までの旅行分を対象とする。

(助成金の交付申請及び実績報告・請求)

第3条 助成を申請する助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して21日以内に、助成金交付申請・実績報告書兼請求書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び額の確定・交付)

第4条 会長は、前条の助成金の交付申請及び実績報告・請求を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金を交付するものとする。この場合、請求者名義の口座への助成金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、不相当と認める場合には、その旨を請求者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第5条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年12月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

令和6年度阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成事業
助成金交付申請・実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会 会長 様

令和6年度阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成事業として助成を受けたいので、
同事業実施要項第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請並びに報告します。

申請者	住所	〒 -		
	代表者氏名		電話番号	

次の4点を誓約(同意)の上、口にレ点をつけてください。

- 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行っていません。
- 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しません。
- 事業実施要項第2条第1項第1号から第5号に定める条件をいずれも満たしています。
- 上記の誓約(同意)事項に違反した場合、又はその他条件、指示等に違反した場合は、
県の決定に従い助成金を返還します。

実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
行先				
利用者数	人 (※添乗員は含めない)			
利用便	令和 年 月 日 ()	阿蘇くまもと空港発		便
	令和 年 月 日 ()	阿蘇くまもと空港着		便
取扱旅行社 <small>(個人で予約された場合は空欄)</small>		電話番号 <small>(個人で予約された場合は空欄)</small>		

令和6年度阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成事業として助成を受けたいので、
同事業実施要項第3条の規定により、請求します。

	請求金額	金	円
振込口座	金融機関名	銀行	支店
	口座番号(7桁)	(普通・当座)	
	(フリガナ) 名義		

【添付書類】

- ・航空券の半券 ※別紙に貼付のうえ、ご提出ください。
- ・渡航者全員分の住所等が分かる資料(運転免許証の写し等)または取扱旅行社から発行された渡航者一覧表(渡航者全員分の住所が記載されたもの)

<申請者と口座名義人が異なる場合>

- ・委任状(参考様式)

【別紙】 航空券の半券貼付欄

【参考様式】

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会 会長 様

(住 所)

(代 表 者)

(電話番号)

印

委任状

阿蘇くまもと空港利用に係る助成金の請求に係る全ての権限を下記の者に委任します。

記

1 委任者

(代表者名)

2 受任者

(受任者名)

(受任者住所)

(電話番号)

